

2019年7月4日

意見陳述書

松山地方裁判所民事第2部 御中

原告 松浦 秀人

(愛媛県原爆被害者の会事務局長)

1. 私は原爆被爆者

私は、松浦秀人と申します。1945年(昭和20年)8月6日、私の母は広島に居て、その母親のお腹の中で被爆し、その年の11月に私は生まれました。現在73歳で、「愛媛県原爆被害者の会」の事務局長をしています。

2. 放射線による急性障害と晩発性障害

広島そして長崎では、たった1発の原爆が一瞬にして数万の人々の命を奪い、街を粉々に破壊しました。その中でも辛うじて生き延びた人々は、急ごしらえの救護所に運び込まれました。当時28歳の陸軍軍医であった肥田舜太郎先生(ご自身も被爆されながらも被爆者の救護に当たり、戦後は6000人の被爆者の診療に当たられた医師)から直接伺ったことですが、大ケガや大ヤケドを負った重傷者の多くが数日のうちに亡くなった後に、今度は軽症の患者が突然に高熱を発生し、目や鼻や耳からの出血が止まらず下血も起こし、髪の毛が大量に抜け、やがて身体中に紫色の斑点が生じて、次々と亡くなって行ったのです。

しかもそうした死者の中には、肉親を捜しにきた市民や救援に駆けつけた兵隊など、原爆炸裂の瞬間には広島には居なかった者やかすり傷ひとつない者さえ、まったく同じ症状で死んで行ったのです。それらは原爆が放出した残留放射線による急性障害だったことは後年になって判明しましたが、当時の医療関係者にとっては不気味で不可解な現象でした。そのようにして殺されていった人々は、広島・長崎両市の推計によると、その年の暮れまでに21万名にのぼりました。

原子爆弾は人類史上例をみない巨大な殺傷力と破壊力を持つ兵器ですが、原爆の恐ろしさはそれにとどまりません。その後今日に至るまで、被爆者の身体を痛めつけ苦しめ続けています。原爆は、炸裂時の急性障害とは別の、数年から数十年の後に発症する晩発性障害ももたらすのです。

と言うのは、被爆者は身体の外から放射線を浴びただけではありません。原爆炸裂によって生じた大量の放射性物質が大気中に散乱し、呼吸や飲食によってそれを身体の中にも取り込みました。それらの放射性物質は、身体の中で微弱とは言え、放射線を出し続けます。こうした状況を、内部被ばくと言います。内部被ばくでは、特定の部位が慢性的に反復して被ばくし続けます。その結果、低線量でも特定の部位が限定的にダメージを受け続け、細胞や遺伝子を損傷するのです。

低線量内部被ばくは、陥らなくてもよい病気を引き起こし、あるいは回復の余地が充分ある

疾病を重篤化させ、人体に深刻な健康被害をもたらします。それはガンや白血病などの特定の病気ではなく、全身症状の悪化として現れるのです。個体差、個人差はあるものの、甲状腺障害、免疫障害、心筋梗塞、脳梗塞などさまざまな病気に、被爆者は戦後 74 年間苦しめられて来たのです。

だからこそ、私たち被爆者は、こんな苦しい人生を誰の身にも繰り返させたくないと、「再び被爆者をつくるな」「ノーモア・広島、ノーモア・長崎」と訴え、核兵器の禁止と廃絶を願って来たのです。私自身も青年期から核兵器の禁止と廃絶を願って反核平和運動に取り組んで来ました。

3. 原発停止は国民多数の願い

2011 年 3 月、東京電力福島第一原発の事故が起きました。「再び被爆者をつくるな」と訴え続けて来た私たちですが、予期せぬ形で数多くの「被ばく者」が生まれました。政府の発表によれば、セシウム換算で広島原爆の 168 発分の放射性物質が、福島原発の原子炉から放出されました。濃淡の違いはあるにしても日本列島全体に放射性物質がばらまかれ、人々の頭上に降り注いだのです。原爆による被爆ではありませんが、放射性物質による被ばくを受けたことは間違いない事実です。悲しいことですが、それらの人々の中には、私たち被爆者と同じような苦しみを強いられる方々が出て来るに違いないと、その時に思いました。

同時に、それまで原発問題に無関心であったわが身の愚かしさを、思い知らされました。母の被爆もあって、反核平和運動にはそれなりに参加していた私ですが、原発には無関心な傍観者でした。福島原発の事故で、地震の巣窟とも言うべき日本列島に 54 基もの原発があることを知り、愕然としました。いま思えば、傍観者であった自分は、結果的には原発建設を事実上容認した側に立っていたのだと気づかされ、その罪深さを思い知らされました。

そうした時期に、「愛媛にも伊方原発がある」「事故が起これば大変なことになる」と、伊方原発に危惧を抱く人々が、弁護士である草薙順一先生の呼びかけで集まりました。「伊方原発の運転停止を求めて提訴しよう」という機運が強まり、私もその渦の中に飛び込むことにしました。そしてまた、その裁判の原告と弁護団を支え励ます支援組織が必要だと考え、草薙先生を中心に幅広い市民団体や労組などに呼びかけて、支援組織の結成と原告募集の活動に乗り出し、その事務方の一員として私も活動に参加しました。

その準備活動の中で、私はさまざまな思いの方に出遭いました。子育て真っ盛りのお母さんたちは何よりも子どもの将来への不安を抱いていました。もしも伊方原発が事故を起こした時に、子どもたちを守りきれぬのかの不安です。福島出身の方は避難を余儀なくされ荒れ果てた故郷を見るにつけ、やるせない思いを抱いてこの訴訟の原告になって居ます。伊方町や隣接する八幡浜市の方々は、福島からの避難者の姿が、明日のわが身ではないかと心配しています。

私たちは 2011 年 6 月 10 日に第 1 回目の準備会を開催し、以降 7 回の準備会と 3 回の事務担当者会議、3 回の弁護団会議を経た後に、同年 11 月 3 日「伊方原発をとめる会」を結成し、そ

の1カ月後の12月8日に300名の原告で本件訴訟の提起に至りました。私は、その「とめる会」で事務局の一員として、今日まで活動を続けてきました。

その後、2012年3月28日の第2次追加提訴を皮切りに、2014年6月24日の第4次提訴を経て、累計1,338名の原告を擁する大型の裁判となりました。この第4次提訴で、四国内の95の全ての自治体から原告が出そろいました。また四国以外では、北海道から鹿児島までの373名が原告に参加されました。当初私たちが予想もしなかった規模にまで、原告数は膨れ上がったのです。このことは、それだけ痛切に原発の停止を多くの国民が願っている証左です。この切なる原告の思いを受け止めていただいた上で審理を進めて頂きたいと願っています。

4. 裁判所は正義感と決断力の発揮を

ところで、本件訴訟の進行中でしたが、2016年5月31日私どもは御庁に伊方原発運転差止の仮処分の申立を行いました。私はその申立人の一人でもあります。この申立は御庁においても、抗告審である高松高裁においても、私たちの訴えは斥けられました。この間、御庁でも高松高裁でも裁判所自らが私どもの側に立つ学者参考人に対して質問もされ、伊方原発の危険性について充分にご理解を得られたと思ってその判断に期待していたにもかかわらず、私たちの期待は裏切られました。

それだけではありません。事故後8年を経た今では、この間に下された各地の地裁・高裁の判決や決定では（わずかに3件を別として）、事実上原発の運転を容認する判断が連続しています。思いもよらない、私からすると異様な事態の連続です。このため私たち原告の中に、卒直に申し上げて原発裁判では裁判所に正義を期待することはできないのではないかという絶望感に襲われることが時としてあることは否定できません。

一方で、被爆者援護法にもとづく原爆症認定訴訟では、全国の裁判所が、厚生労働大臣の下した認定申請却下処分を次々と取り消しています。被爆者の勝訴率は9割という、行政訴訟では他に例を見ない勝訴率です。その結果、厚生労働省も被爆者行政を見直さざるを得なくなっています。このため私たち被爆者は、そうした裁判所の動向をととてもありがたく思い、感謝しています。そして原爆症認定訴訟で示された裁判所の正義感と決断力を、この訴訟でもぜひとも発揮していただきたいと願っています。

私たちは、この間の一連の原発運転容認の裁判所の判断に、決して納得している訳ではありません。「社会通念」なるものを持ち出して原発運転容認の結論に行きつく裁判所に対して不信を募らせているばかりです。「社会通念」をいうのであれば、各種の世論調査で6～7割を占めている原発への不安や否定的評価こそが「社会通念」であり、国民世論ではないでしょうか。その証左が、今般の第5次追加提訴です。本年3月11日、新たに86名の方々が原告に加わりました。これらの新しい原告は、危険な伊方原発を何としても停めてもらいたいとの一心で、やむに已まれぬ思いで本件訴訟に参加したのです。

5. 伊方原発は特に危険

伊方原発は、全国各地の原発に比しても格別に危険性が高く、被害の甚大性もひとときわ大きいと、私は考えています。ご存じのとおり伊方原発は世界最大の中央構造線の直近に位置し、また南海トラフによる巨大地震の震源域に立地しています。このため、地震による被害の危険性が特に大きいことは、素人の私でも容易に判断できることです。1号機の建設時には、四国電力は中央構造線の存在を無視しました。2号機の建設時には「中央構造線はあるが活動性はない」と強弁して、四国電力は建設を強行しました。これらは否定できない歴史的事実であり、この一事をもってしても、四国電力には伊方原発を稼働する資格はないと、私は思っています。

また、伊方原発は日本一細長い半島である佐田岬半島の付け根に所在するため、原発から西側の約5千名の住民には事実上逃げ場がありません。愛媛県の避難計画によると船で対岸の大分に避難する想定ですが、仮に自然災害との複合事故の場合に、船が接岸できるかどうか保証の限りではありません（過去の避難訓練において天候不順のためフェリーの接岸困難などで訓練を中止した事実があります）。また、それ以前に土砂崩れ多発地域ですから、道路やトンネルの陥没により住民が船着き場までたどり着くことさえ、見通しが立たないのです。これでは住民は見殺し状態にあるとしか言いようがありません。

また伊方原発は、福島原発が太平洋に面していたのとは対照的に、日本で唯一閉鎖性水域に面しています。このため事故が起これば、瀬戸内海は放射性物質の「たまり場」となることは必至です。瀬戸内海の恵みを得て生計を立てる県内の漁業・水産業・真珠養殖業や水産加工業などの壊滅的打撃はむろんのこと、九州北部から山口・広島・岡山の中国地方そして兵庫・大阪・和歌山の関西圏にまで影響が及ぶことは必至です。私たちが生まれ育って来た「原風景」ともいえる瀬戸内海が、「死の海」になるのです。たかが電気のために、それも四国では原発を稼働させなくても充分余っている電気のために、こんなことを引き起こすことは絶対に許されないと、私たちは考えます。

聞くところによると、阪神淡路大地震以降、日本列島は地震の活動期に突入したとのことです。このため住宅メーカーは一斉に一般住宅の耐震性強化に乗り出し、2000～3000ガルを優に超える住宅を開発し売り出しています。しかもそれらはコンピュータ内の演算によるシミュレーションではなく、建物を大型の土台に乗せて実際に振動させる実証実験を経て確認された耐震性であり、それを一般住宅として私たち市民に販売しています。ところが、いったん事故が起これば巨大な規模の、取り返しのつかない被害をもたらす伊方原発3号機の基準地震動がたったの650ガルと聞いて、驚かない者はいません。まるでブラック・ジョークです。こうした地震動の関係を聞いた知人は、「一般住宅と原発との関係は、しっかりした住宅とチャチな犬小屋との関係みたいだ」と言いました。その人の言うとおりの、倒錯現象です。こうした危険な中での伊方原発3号機の運転は断じて認めてはならないと考えます。

私は当裁判所に対して要請します。原発の持つ危険性に正面から向き合って下さることを切

望しています。これから行われる審理を通して、何よりも事実を見極めて頂きたいのです。私たち原告の主張が根拠のない非科学的な不安感に根差しているものなのか、それとも四国電力の主張がかつての「原発安全神話」の焼き直し版ではないのか、そのいずれであるのかをしっかりと見定めて下さることをお願いして私の陳述を終わります。お耳を傾けて下さって、ありがとうございました。

以上